

このお仕事で働く皆様へ

このお仕事には、

越谷市公契約条例に基づく越谷市独自の



越谷特別市民
ガーヤちゃん

「賃金の下限額※」が定められています。

※条例では、賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。

令和6年度労働報酬下限額（令和6年3月26日告示）

建設工事 公共工事設計労務単価の90%を基準とする額
（裏面のとおり）

業務委託及び指定管理協定 時給 1,090円

**ご自身の賃金が上記労働報酬下限額より低いと思う場合、
越谷市 又は 受注者である元請業者へ申出をすることができます。**

申出先

- 越谷市役所 契約課
所在地：〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1
電話：048-963-9131
FAX：048-966-6008
メール：keiyaku@city.koshigaya.lg.jp
- 受注者である元請業者
名称：
所在地：
電話：
FAX：
メール：

賃金が労働報酬下限額より低い場合は、不足分を受け取ることができません。また、申出をしたことを理由に、解雇・契約の解除等の不利益な取扱いを受けることは条例で禁止されています。

No.	職種	労働報酬下限額		No.	職種	労働報酬下限額		No.	職種	労働報酬下限額	
		時給	日額(8H)			時給	日額(8H)			時給	日額(8H)
1	特殊作業員	3,004	24,032	18	さく岩工	3,994	31,952	35	左官	3,353	26,824
2	普通作業員	2,734	21,872	19	トンネル特殊工	3,927	31,416	36	配管工	2,903	23,224
3	軽作業員	1,902	15,216	20	トンネル作業員	3,297	26,376	37	はつり工	3,207	25,656
4	造園工	2,779	22,232	21	トンネル世話役	4,343	34,744	38	防水工	3,702	29,616
5	法面工	3,364	26,912	22	橋りょう特殊工	3,792	30,336	39	板金工	3,623	28,984
6	とび工	3,420	27,360	23	橋りょう塗装工	3,769	30,152	40	タイル工	2,952	23,616
7	石工	3,465	27,720	24	橋りょう世話役	4,264	34,112	41	サッシ工	3,387	27,096
8	ブロック工	3,274	26,192	25	土木一般世話役	3,308	26,464	42	屋根ふき工	3,120	24,960
9	電工	3,060	24,480	26	高級船員	4,095	32,760	43	内装工	3,544	28,352
10	鉄筋工	3,398	27,184	27	普通船員	3,308	26,464	44	ガラス工	3,353	26,824
11	鉄骨工	3,060	24,480	28	潜水士	5,142	41,136	45	建具工	3,015	24,120
12	塗装工	3,465	27,720	29	潜水連絡員	3,870	30,960	46	ダクト工	3,027	24,216
13	溶接工	3,555	28,440	30	潜水送気員	3,780	30,240	47	保温工	2,937	23,496
14	運転手(特殊)	3,297	26,376	31	山林砂防工	3,443	27,544	48	建築ブロック工	3,059	24,472
15	運転手(一般)	2,835	22,680	32	軌道工	6,267	50,136	49	設備機械工	2,970	23,760
16	潜かん工	3,927	31,416	33	型わく工	3,353	26,824	50	交通誘導員A	1,992	15,936
17	潜かん世話役	4,669	37,352	34	大工	3,229	25,832	51	交通誘導員B	1,789	14,312

※見習いとして従事する労働者(未経験かつ入社期間3か月以内の労働者)等 1,522円(1時間当たり)

越谷市公契約条例とは

公平かつ公正な公契約及びそれに従事する労働者の適正な労働条件の確保に努めることを明確にし、公契約の適正な履行と質の向上を図り、地域経済の健全な発展と市民福祉の増進に寄与することを目指すものです。なお、条例の実効性を確保するため、越谷市が発注する建設工事や業務委託に関する契約等のうち、規則で定める一定金額以上の契約等において、従事する労働者の賃金の下限額を定め、一定の賃金額を保証するものです。

労働報酬下限額の対象となる契約等

- 1 予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約
- 2 予定価格が1,000万円以上の業務の委託に関する契約のうち、次に掲げる業務の委託に関する契約
 - ア. 建物清掃業務
 - イ. 施設運転管理業務
 - ウ. 食堂業務
 - エ. 放置自転車保管場所管理業務
 - オ. 相談支援業務
 - カ. 医療事務
 - キ. 設備保守管理業務
 - ク. 公園・街路樹等の維持管理業務
 - ケ. 越谷市立病院院内保育室運営業務
 - コ. 越谷市立病院病棟保育業務
 - サ. 越谷市立病院警備業務
 - シ. 越谷市立病院電話交換業務
- 3 指定管理協定のうち、指定管理者の募集又は選定に係る委託料の上限が1,000万円以上の協定
- 4 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第4項に規定する選定事業に係る契約については、1、2に相当する契約部分

労働報酬下限額の対象とならない労働者

- ・最低賃金の減額の特例が認められる労働者(障がい者や試用期間中の者等)
- ・対象契約に従事した時間が1月当たり30分未満の労働者
- ・建設工事に係る現場代理人及び技術者

越谷市公契約条例について詳しくは、越谷市ホームページをご覧ください。
条例についての問合せは越谷市役所総務部契約課へ。



越谷市ホームページ